

自立支援医療（精神通院医療）の払い戻しについて

✓ 横浜市での払い戻しの対象となるもの

受給者証の有効期間内で、新規・更新・変更等の申請をしてから受給者証が届くまでの間に医療機関で3割負担となったもののうち、医療機関では払い戻し対応できなかったもの

✓ 横浜市での払い戻しの対象とならないもの（例）

●については医療機関にご相談ください。

○については制度適用外のため医療機関でも払い戻しはできません。

● 受給者証が届いていたにもかかわらず医療機関で受給者証を提示せず3割負担となったもの

（横浜市では払い戻しできません。医療機関にご相談ください。）

● 領収書の原本（または支払証明書）がないもの

（領収書の原本または支払証明書がないと払い戻しできません。再発行については医療機関にご相談ください。）

● 高額療養費制度により医療機関での窓口負担の軽減を受けたもの

（横浜市では算定ができないため医療機関で払い戻しをしてもらってください。）

○ 精神科通院にかかる医療費以外の医療費（内科診察代、風邪薬、湿布など）

○ 診断書代、傷病手当金意見書交付料、予約料等

○ 受給者証に記載されていない病院・診療所から発行された処方せんを受給者証に記載されている薬局で調剤したもの

○ 有効期間前に病院・診療所で処方せんを発行してもらい、後日、受給者証の申請をし、有効期間内に薬局で調剤したもの

○ 事情により健康保険の利用ができず10割負担になったもの

(後日健康保険組合等から7割の返金を受けられる場合は横浜市からも払い戻しをします。健康保険組合等から7割の返金を受けた後に横浜市こころの健康相談センターにお電話ください。TEL045-671-2415 健康保険組合等に領収書の原本を提出してしまうと後日横浜市に提出できなくなってしまうので、10割負担した領収書は必ずコピーを取っておいてください。また健康保険組合等から発行される返金の通知書も提出する必要があります。)

○ 受給者証の有効期間内に診療を受けてから3年を超えたもの

✓ 横浜市で払い戻しを受けるための手順

- ① **受給者証が届いたら、医療機関に受給者証を持っていき、払い戻しができるかの相談をしてください。**
医療機関で払い戻しできないものののみ横浜市で払い戻しを行います。
 - ② **医療機関で払い戻しができない場合、横浜市こころの健康相談センターに電話してください。(TEL 045-671-2415)**
その際、お手元に受給者証・上限額管理票（ある方のみ）・払い戻しをしたい領収書の原本をご用意ください。
 - ③ 横浜市こころの健康相談センターから払い戻しのための申請書が郵送されたら記載し、領収書の原本・上限額管理票のコピーとともに横浜市こころの健康相談センターに郵便で送ります。（区および市窓口での払い戻しは行っていません。）
- ※ 申請を受理してから約2か月で指定いただいた口座に振り込みます。送っていただいた領収書は決定通知書と一緒にお返しします。

自立支援医療（精神通院医療）の払い戻しに関する問い合わせ

横浜市こころの健康相談センター 045-671-2415（平日8時45分～17時15分）

・「自立支援医療の払い戻しについて」とお伝えください

・お手元に受給者証、上限額管理票（ある方のみ）、払い戻しをしたい領収書の原本をご用意のうえお電話ください